

ご意見・ご質問 (つづき)

● : みなさまからのご質問・ご意見
→ : 市からの回答

● 兵商跡地もまちづくり検討区域に含めるのであれば、現在設定している区域だけでなく、その周辺の人からも意見を聞くべきではないのか。

→ 鈴蘭台幹線に抵触されている方から、「できるだけ鈴蘭台駅に近い場所に移転したい。」というご意見を頂いていることから、駅に近い西側の裾野部分は移転先候補地として、検討を進めていきたいと考えております。

● 神戸市は兵商跡地を売却したいから、北区間から整備するのではないのか。駅より南側はもう整備しないのではないのか。

→ 駅へのアクセス性向上、通学路の安全確保などを目的に、まずは早期の整備効果発現が期待できる北区間から整備したいと考えています。駅より南側は北区間の整備に一定の目途が付けば、検討を進めていきたいと考えています。

● 兵商跡地を移転先候補地として整備するということであるが、現状設置されている石垣などはそのままになるのか。

→ 現状の石垣などは現在の整備基準に適合していないので、安全な宅地として利用できるよう、再整備することになります。

● 前回の意見交換会で移転先候補地の宅地数や面積を示しているが、その数字が移転する方の数字となるのか。この方々でまちづくり協議会を設立するのか。

→ 前回の意見交換会で説明させていただいたのは、移転先として確保できる場所を提案しました。よって、鈴蘭台幹線北区間に抵触する方の宅地数・面積といった数字ではございません。また、まちづくり協議会については、準備会の中で詳細を決めていくことで考えております。

● 親和女子大学へ向かう道路沿いの店はシャッターが閉まっていたり、駅周辺も活気が無いので、このような課題を解決するほうが先決なのではないのか。

今後の予定

今回の勉強会でまちづくり協議会設立に向けた準備会の発起人が決まりましたが、まだ1名の方だけなので、準備会の発起人については、まちづくり検討区域内の数名の方に担っていただきたいと考えております。

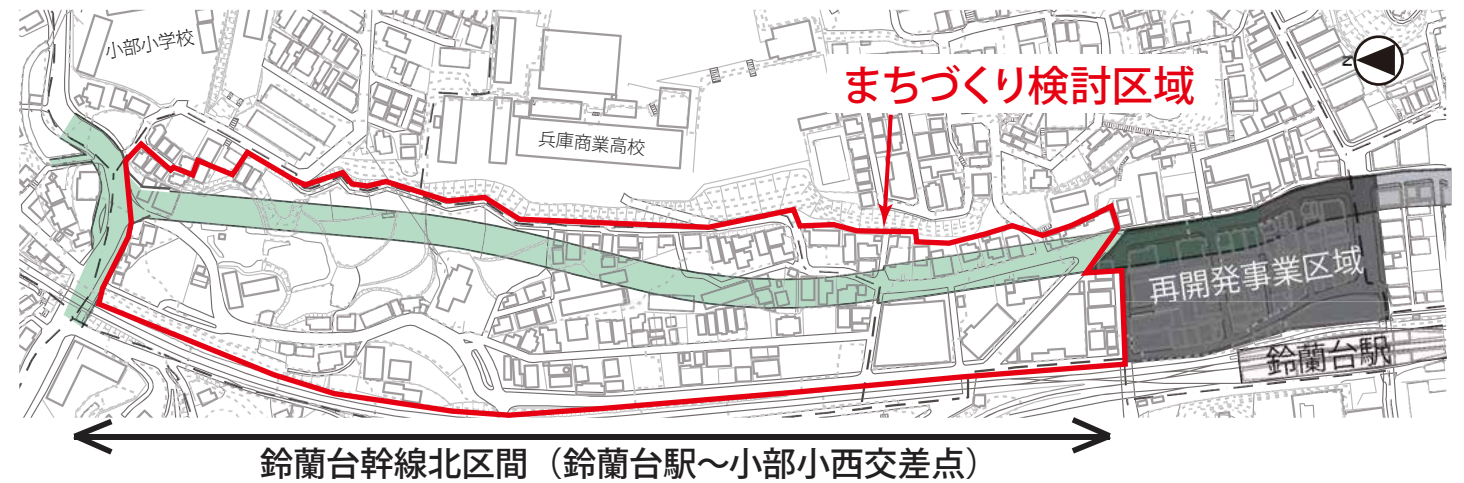
引き続き、発起人になっていただける方を募りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次回からは準備会として進めるため、発起人の方とご相談のうえ、開催時期や開催内容を決めたいと思います。詳細が決まりましたら、まちづくり検討区域のみなさまにお知らせいたしますので、ご参加のほど、よろしく願いいたします。

鈴蘭台幹線北区間の整備について

平素は、神戸市政にご協力いただき、ありがとうございます。

神戸市では、これまで鈴蘭台駅前の再整備を進めてきており、平成32年3月末に駅前の再開発事業が完了する予定です。鈴蘭台幹線（小部明石線～小部小西交差点）については、北区間（下図参照）から整備する予定で、このたび、まちづくり検討区域の方を対象に、鈴蘭台幹線の整備を考える第7回勉強会を開催しましたので、その開催結果を報告いたします。



鈴蘭台幹線の整備を考える第7回勉強会

10月10日(水) 19時30分から鈴蘭台幹線の整備を考える第7回勉強会を開催し、17名の方々にご参加いただきました。

市から説明した内容やご参加いただいたみなさまからのご意見については、2～4ページに掲載していますのでご覧ください。



問い合わせ先

〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号

神戸市 住宅都市局 市街地整備部 都市整備課 (鈴蘭台幹線担当)

弓場・西田 TEL | 078-322-5039

神戸市 住宅都市局 計画部 まち再生推進課

本田・瀧野 TEL | 078-322-6634

アンケート結果、過去の勉強会の開催状況などを順次掲載しています。鈴蘭台幹線のホームページもぜひご覧ください。

神戸市 鈴蘭台幹線

検索

URL <http://www.city.kobe.lg.jp/information/project/urban/suzurandai/suzurandaikansen.html>



まちづくり整備イメージ（案）

前回8月に開催した意見交換会で、説明させていただいた「まちづくり整備イメージ（案）」について、改めてご説明いたしました。（図1参照）

詳細については、前回の意見交換会の報告をご覧ください。

なお、前回の意見交換会で「変電所の隣にはあまり移転したくない。」「兵商跡地を移転先として活用してほしい」との意見を頂きましたので、変電所に隣接して道路を配置するなど、イメージの一部を見直しています。

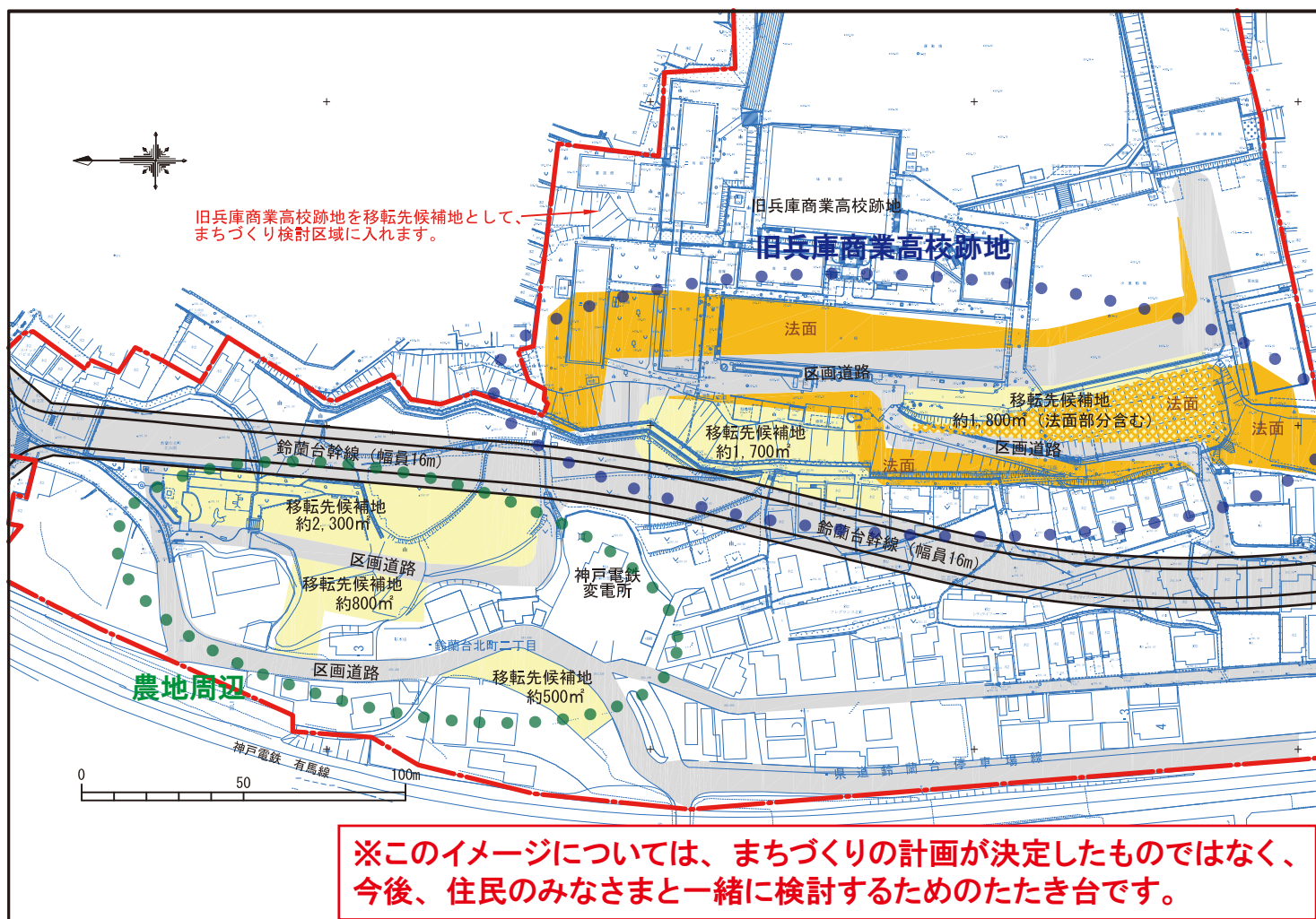


図1 まちづくり整備イメージ（案）

まちづくり団体設立に向けた準備会

まちづくり提案を決定するにあたっては、個々の意見を全て反映することはできませんので、みなさまの意見を集約し、地域の総意として取りまとめていただくために、まちづくり協議会を設立していただく必要があります。

そのため、準備会を発足していただきたいと考えており、発起人になっていただける方を勉強会の場で募りました。参加者のうち、1名の方に発起人になっていただくことになりました。

今後は発起人の方と準備会の進め方を相談しながら、準備会の中でまちづくり提案やまちづくり協議会の運営について、決めていきたいと考えております。

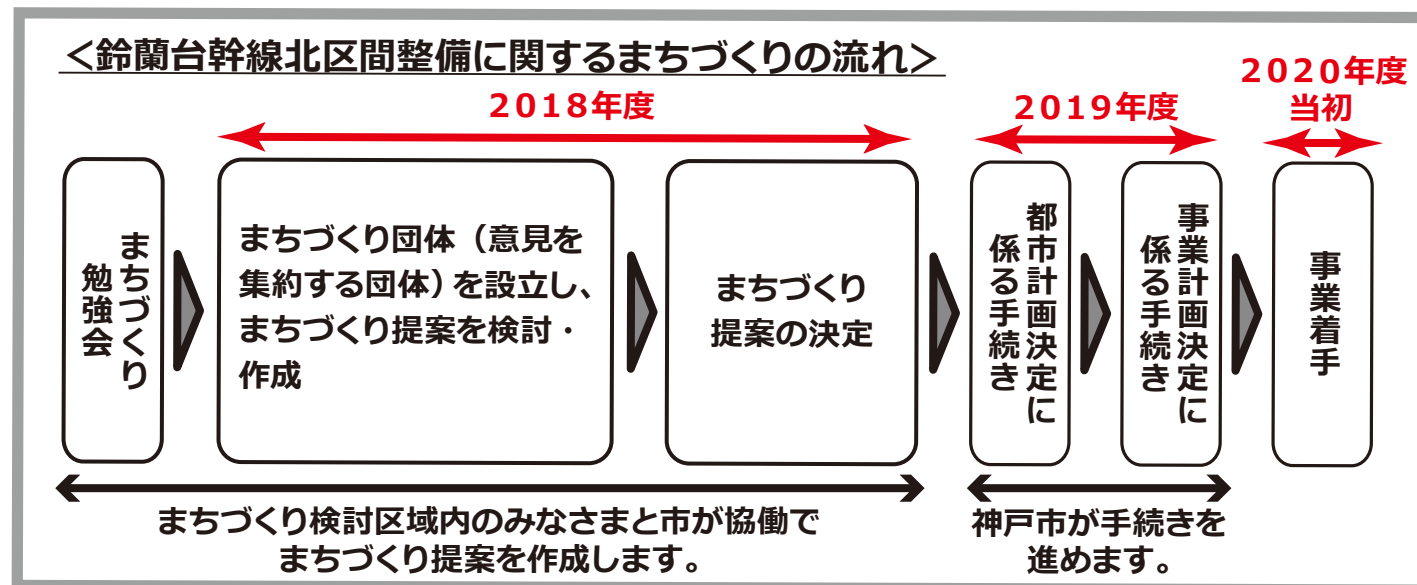
今後、まちづくり検討区域内で発起人になっていただける方は、市までご連絡いただければ幸いです。

まちづくりの流れ

まちづくり整備イメージ（案）を具体化し、実現するための「まちづくりの流れ」について、ご説明いたしました。

今まで勉強会等でみなさまの意見をお聞きし、市がまちづくり整備イメージ案（案）を作成しましたが、これをたたき台としてまちづくり提案を検討・作成し、決定したいと考えております。

今後の予定としましては、「できるだけ早く整備を進めてほしい。」との意見もお聞きしていますので、以下の期間目標を定めて、進めていく予定です。



ご意見・ご質問

- まちづくり協議会の構成員の人数に制限はあるのか。
- 人数の制限は決まっておりません。まちづくり協議会はまちづくりを検討する範囲を定め、その中の土地・建物所有者および居住者の方などが構成員となります。
- 本日の勉強会は参加者数が少ないので、まちづくり検討区域内の方の意見を聞いてから、まちづくり協議会を設立すべきでは。
- 今回は、まちづくり協議会設立に向けた準備会を発足するために、発起人の方を募りました。今回参加されていない方でも発起人に立候補していただける方のご連絡いただければと思います。また、この準備会の中でまちづくり協議会の運営について、決めていきたいと考えております。勉強会等の参加者数で決めていくわけではなく、まちづくりの活動が行われていることやその内容を理解していることが重要であると考え、今までどおり、会の内容はみなさまに報告させていただきますので、ご意見・ご質問等がございましたら、市までご連絡いただければと思います。
- まちづくり協議会の設立やまちづくり提案を作成するにあたっては、透明性を確保すべきであり、検討内容などを勉強会に参加していない人にも周知すべきである。
- 今まで勉強会の内容などについては、このように報告させていただいており、今後も同様にまちづくり検討区域のみなさまへ周知させていただきます。また、個々に訪問させていただき、あるいは問い合わせ先までご連絡いただければ、検討内容等をご説明させていただきます。